

製品安全データシート

平成22年1月1日 改訂

1.化学物質及び会社情報

株式会社染めQテクノロジー
R&D 福元 郁子
茨城県猿島郡五霞町元栗橋5971
0280・80・0005(代)
緊急連絡電話番号も同じ
0280・80・0006(代)

製品名 : カビ封じ これっきり! (浴室タイプ・マルチタイプ)
製品説明(種類) : 防カビ剤

2.危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : ・引火性液体 区分2
健康に対する有害性 : ・急性毒性(経皮) 区分5
・眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2A-2B
・生殖毒性 区分1A
・特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
気道刺激性
・特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓)
区分2(中枢神経系
視覚器)

ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語

危険有害性情報 :

・危険
・引火性液体及び蒸気
・強い眼刺激
・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
・中枢神経系、腎臓、視覚器、全身毒性の障害
・眠気及びめまいのおそれ
・呼吸器への刺激のおそれ
・長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害
・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

【安全対策】

・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
・使用前に取扱説明書を入手すること。
・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
禁煙。
・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
静電気放電や火花による引火を防止すること。
・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- 【救急処置】
- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・飲み込んだ場合: 無理して吐かせないこと。
- ・眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- ・皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・皮膚(又は毛髪)に付着した場合: 直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
- ・ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当てを受けること。
- ・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断・手当てを受けること。
- ・飲み込んだ場合: 直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- 【保管】
- ・容器を密閉して涼しく換気の良い所で施錠して保管すること。
- 【廃棄】
- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- ・情報が得られていない。

国/地域情報..... :

3.組成・成分情報(危険有害性物質を対象)

成分名	CAS. NO	化審法・安衛法	含有量(%)
エタノール	64-17-5	(2)-202	36~45
水	-	-	50~55

4.応急措置

- 吸入した場合.....
 - ・被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - ・医師の手当、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合.....
 - ・皮膚を速やかに洗浄すること。
 - ・医師の手当、診断を受けること。
 - ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。
- 目に入った場合.....
 - ・水で数分間、注意深く洗うこと。
 - ・次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- 飲み込んだ場合.....
 - ・医師の手当、診断を受けること。
 - ・口をすすぐこと。
- 予想される急性症状及び遅発性症状.....
 - ・眠気、咳、頭痛、めまい、息切れ、嘔吐、下痢、腹痛、意識喪失。
 - ・高濃度のばく露では目、鼻、のどに刺激を引き起こす。
 - ・皮膚への長期のばく露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。
 - ・症状は遅れて発現することがあり、医学的な経過観察が必要である。
- 最も重要な兆候及び症状.....
- 応急措置をする者の保護.....
 - ・救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 消化剤
- ・小火災: 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
 - ・大火災: 散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消化剤

- ・棒状注水
- 特有の危険有害性
- ・極めて燃え易い。熱、火花、火炎で容易に発火する。
 - ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
 - ・火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。
- 特有の消火方法
- ・散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
 - ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 - ・移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 - ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護
- ・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外の立入りを禁止する。
- ・作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
- ・風上に留まる。
- ・低地から離れる。
- ・密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

- ・河川等へ排出され 環境への影響を起ささないように注意する。
- ・環境中に放出してはならない。

回収、中和

- ・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
- ・少量の場合、吸収したものを集める時、清潔な帯電防止工具を用いる。
- ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・危険でなければ漏れを止める。
- ・漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
- ・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策

- ・全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取り扱い保管上の注意

取り扱い

- 技術的対策** 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気** 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項**
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 - ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 - ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 - ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 - ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・取扱い後はよく手を洗うこと。
 - ・眼に入れないこと。
 - ・接触、吸入又は飲み込まないこと。
 - ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- 接触回避** 「10.安定性及び反応性」を参照。

保管

- 技術的対策**
- ・保管場所は壁・柱・床を耐火構造とし、かつ はりを不燃材料で作ること。
 - ・保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
 - ・保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
 - ・保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
 - ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- 保管条件**
- ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
 - ・酸化剤から離して保管する。
 - ・容器は直射日光や火気を避けること。
 - ・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
 - ・施錠して保管すること。
- 混触危険物質** 「10.安定性及び反応性」を参照。
- 容器包装材料** 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

急性毒性

(管理濃度)
(許容濃度)

- ・エタノール
ACGIH(2005年版) TLV-TWA : 1000ppm

設備対策

- ・製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
- ・空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。

保護具

呼吸保護具

- ・適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

- ・適切な保護手袋を着用すること。

目保護具

- ・適切な眼の保護具を着用すること。
- ・保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

- ・適切な顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策

- ・取扱い後はよく手を洗うこと。

9.製品の物理及び化学的性質(含有成分より類推)

外観等	:	・乳白色液体
沸点	:	・78.5°C以上
蒸気圧	:	・ 5731Pa
相対蒸気密度	:	・ 1.6
融点	:	・ -114.1 °C
比重	:	・ 0.9(20°C)
初留点	:	・データが得られていない。
溶解性	:	・水に易溶
引火点	:	・26°C以上
発火点	:	・422 °C
爆発限界	:	・(下限) 3.3% ・(上限) 19.0%
揮発性	:	・有り
可燃性	:	・有り
自己反応性・爆発性	:	・無し

10.安定性及び反応性

安定性	:	・通常の条件においては、安定である。
危険有害反応可能性	:	・酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険をもたらす。 ・過酸化水素と混触したものは、衝撃により爆発する。 ・強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。 ・ある種のゴムプラスチックを侵す。
避けるべき条件	:	・高温、加熱。
混触危険物質	:	・酸化剤、過酸化水素、強酸化剤、強アルカリ。
危険有害な分解生成物	:	・加熱分解により一酸化炭素、ホルムアルデヒドを生じる。
燃焼などによる有害ガス発生	:	・二酸化炭素、一酸化炭素

11.有害性情報

急性毒性	:	・エタノール
		経口 ラット LD ₅₀ 6.2-17.8g/kg 吸入(蒸気)ラット LC ₅₀ 20000ppm/10h
皮膚腐食性・刺激性	:	皮膚に接触すると有害のおそれ(区分5) ・ウサギを用いた試験で24時間ばく露後に脱脂作用により中等度の刺激性がみられたとの記述がある一方で、ウサギに20時間閉塞適用した別の試験では刺激性がみられなかったとの記述があり、4時間以内のばく露による試験データが得られなかった。 ・ヒトでのポランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さない。
眼に対する重篤な損傷	:	・強い眼刺激(区分2A-2B)
・眼刺激性	:	・強い眼刺激(区分2A-2B)
生殖毒性	:	・アルコールの習慣的な大量摂取によりヒト胎児に対する奇形その他の悪影響が報告されている。 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分1A)
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):	:	・ヒトで急性経口又は吸入ばく露により中枢神経系の抑制及び視覚器障害がみられるとの記述や、ヒトばく露例で代謝性アシドーシスがみられるとの記述から、標的臓器は中枢神経系、視覚器及び全身毒性とした。 ・中枢神経系、視覚器、腎臓、全身毒性の障害(区分1) ・眠気又はめまいのおそれ(区分3) ・麻酔作用を有する。 ・呼吸器への刺激のおそれ(区分3)

特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):

- ・長期又は反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ(区分1)
- ・長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害(区分2)

12.環境影響情報

水性環境急性有害性
甲殻類

: ・エタノール 区分外

水性環境慢性有害性

: ・エタノール
難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10⁶mg/L)、急性毒性が低いことから、区分外とした。

13.廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

- ・容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14.輸送上の注意

共通

- :
- ・取り扱い及び保管上の注意の項の 一般的注意に従う。
 - ・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
 - ・危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

(積載方法)

- ・運搬時の積み重ねは3m以下。容器の漏れ、破損の無いことを確認し、転倒、落下等が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。
- ・重量物を上積みしない。
- ・食品や飼料との混載禁止。

陸上輸送

: ・労働安全衛生法 の輸送について定めるところに従う。

海上輸送

: ・IMOの定めるところに従う。

航空輸送

: ・ICAO/IATAの定めるところに従う。

国連番号

: ・1993(Flammable liquids n.o.s)

指針番号

: ・128

IMDG

: ・Class 3.3 - Flammable liquids high FP group

Packing group

: ・III

15.適用法令

消防法	:	・該当しない。
労働安全衛生法	:	・名称等を通知すべき有害物((法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号 第61号)(エタノール)
毒物劇物取締法	:	・該当しない。
船舶安全法	:	・船舶安全法に従う。
航空法	:	・航空法に従う。
化学物質管理促進法 (PRTR法)	:	・該当しない。

16.その他

- 引用文献
- ・原材料物質データベース(日本塗料工業会編集)
 - ・ICSC(1999)
 - ・溶剤ポケットブック
 - ・化学物質の危険・有害便覧(中央労働災害防止協会編)
 - ・JCIAデータベース
 - ・安全衛生情報センターデータベース
 - ・(財)化学物質評価研究機構データベース
 - ・原料メーカーMSDS

注意

この製品安全データシートは、安全な使用と取り扱いをして頂く為に 信頼し得ると考えられる資料ならびに測定などに基づき 一般的な取り扱い等を前提として作成したものです。

記載している注意事項は 人、環境、安全、健康等 全ての面への影響を網羅するものではありません。

また 製品について如何なる保証をするものではなく、使用におかれましては 関係法令に従い この製品安全データシートを参考に ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定の上 ご使用下さいますようお願い致します。
